2　測定器の条件等

⑴　測定対象が低レベルのため、擬似負荷（減衰器）の減衰量は、なるべく低い値とする。

⑵　副次発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	掃引周波数幅	30MHz以上12.75GHz以下
イ	分解能帯域幅	周波数が1,000MHz未満：100kHz 周波数が1,000MHz以上：１MHz
ウ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
エ	掃引時間	測定精度が保証される最小時間
オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	掃引モード	単掃引
キ	検波モード	ポジティブピーク

⑶　副次発射測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	測定する副次発射周波数（探索された周波数）
イ	掃引周波数幅	０Hz
ウ	分解能帯域幅	周波数が1,000MHz未満：100kHz 周波数が1,000MHz以上：１MHz
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
オ	掃引時間	測定精度が保証される最小時間
カ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
キ	掃引モード	単掃引
ク	検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

制御器又は外部試験装置を用いて試験機器の送信を停止し試験周波数を連続受信する状態とする。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑵のように設定し、技術基準の異なる帯域ごとに副次発射の振幅の最大値を探索する。ただし、外部試験装置を使用している場合はその信号の周波数帯を除く。

⑵　探索した結果が許容値以下の場合は、探索値を測定値とする。

⑶　探索した結果が許容値を超えた場合スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を100MHz、10MHz及び１MHzのように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、副次発射の周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を上記２⑶とし、掃引終了後、全データ点の値をコンピュータに取り込む。全データ（バースト波の場合は、バースト内のデータ）を真数に変換し、平均電力（バースト波の場合は、バースト内平均電力）を求め、dBm値に変換して副次発射電力とする。

⑷　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　結果は、技術基準が異なる各帯域ごとに、副次発射の最大値の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において、参照帯域幅内の周波数ごとにおける総和を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載するほか、それぞれの空中線端子ごとに、最大の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

⑶　⑵において、空間多重方式を用いるものにあっては、総和ではなく各空中線端子で測定した値を空中線ごとに記載する。